



2025 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 abc 株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 元
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

当社子会社に対する訴訟に関するお知らせ

当社子会社の株式会社 CAMELOT（以下、「CAMELOT 社」といいます。）は、2025 年 9 月 18 日付で有限会社ステアリングから訴訟の提起を受けており、本日付にて訴訟申立ての書面を CAMELOT 社が受領しましたため、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 当該子会社の概要

(1)	名 称	株式会社 CAMELOT
(2)	所 在 地	東京都渋谷区神南 1 丁目 18-2 神南坂 FLAME B3
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 来住野 潤一
(4)	事 業 内 容	飲食店舗運営業
(5)	資 本 金	10,000 千円

2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

CAMELOT 社は 2020 年 8 月以降、有限会社ステアリングと主に e-sports に関する新規イベント獲得及び、継続アプローチ業務について、双方が有する知識、経験、経営資源等を活用して、一部業務連携するなどの関係性にありました。

訴状によると、有限会社ステアリングは、2023 年 10 月にオープンしました銀座のルーフトップカフェ&バー開業のための補助、開業後の運営補助、イベント制作、店舗ブランディング、広告物の制作等の業務を受託し、これらの業務を履行しましたが、CAMELOT 社が有限会社ステアリングに対する報酬の支払いを行わなかったという主旨の主張をしており、それらの業務による報酬の支払いを求めるべく、CAMELOT 社に対して訴えを起こしたものとなっております。

なお、有限会社ステアリングは 2025 年 8 月 14 日付で報酬等請求事件として、東京地方裁判所に提訴していますが、報酬の支払いとして 25,577,928 円、およびこれに対する遅延損害金を求めるものであり、2025 年 9 月 18 日付で訴状訂正申立てを行っており、本日付で、CAMELOT 社は訴訟に関する書面を受領し、本件訴訟の認識確認に至っております。

3. 訴訟を提起した者の概要

(1)	名 称	有限会社ステアリング
(2)	所 在 地	東京都目黒区中町 2 丁目 27 番地 11 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 望月 悠登

4. 訴訟の概要及び訴訟の目的の価額

(1) 訴訟の内容

報酬等請求事件

(2) 訴訟の目的の価額

25,577,928 円、およびこれに対する遅延損害金

5. 今後の見通し

当社は、有限会社ステアリングが今回主張されている訴えに対して、当時の CAMELOT 社との取引契約上で報酬等の支払いに関する経緯の確認等も行いまして、今後、訴訟においては適切な対応をまいります。

以 上